

2002年度 政策・制度 県要請

1. 総合経済・産業政策

1. 「彩の国5か年計画21」で掲げる、県内産業の新たな成長をめざす諸施策を具現化するため、本庄地方拠点都市地域、さいたま新産業拠点都市地域、さいたま新都心地域を中心に、「彩の国・経済特区制度」を設け、ヒト・モノ・カネを一元的に集中する支援・育成システムを確立すること。

また、支援・育成システムのプログラム策定にあたっては、産・官・学・労の関係諸団体の代表者、および県内有力企業の経営者等で構成する「彩の国・新産業創造会議（仮称）」を設置すること。

< 要請の根拠 >

- (1) グローバル化の一層の進展に伴う、製造業を中心とした生産拠点の海外シフトによる県内産業の空洞化現象に対応するため、新規成長分野の新たな産業育成と国際比較優位の新技术・新商品を研究・開発する、創造的中堅・中小企業の支援・育成が極めて重要な産業施策となっている。
- (2) 一方、埼玉県は「本庄国際リサーチパーク構想」、「SKIPシティ構想」、「さいたま新都心」や「ものづくり大学」の立地など、他の都道府県に勝るとも劣らない、新たな産業集積となるインフラ整備が促進され、21世紀の埼玉県の産業基盤の確立に向けたポテンシャルが一段と高まっている。
- (3) 今後の課題は、このような産業基盤をどう有効的に活用し、新産業の育成やベンチャー企業が多数生まれる産業施策をどう展開していくかにある。このため、国の経済特区支援制度に依存するものでなく、拠点産業都市を中心に埼玉県独自の経済特区制度を導入するとともに、一元的かつ集中的な育成・支援施策をコーディネートし、埼玉県の経済・産業活性化ビジョンを具現化していくことが求められている。
- (4) 連合埼玉が2001年（平成13年）4月に、組合員を対象に実施した「埼玉県政と地域生活に関する意識調査」の集計結果でも、県行政が重点的に取り組むべき施策課題の第1位は「総合的な経済・産業振興対策」であり、地域経済の活性化対策は、勤労県民の雇用安定と雇用創出の上でも極めて重要な施策課題であることが改めて浮き彫りになっている。

2. 県経済と県内中小企業の活性化・発展に向けたガイドラインとして、「彩の国・中小企業白書（仮称）」を年度ごとに策定すること。

また、白書の策定に際しては、関係部局および関係諸団体、学識経験者等で構成する「白書策定委員会」を設けること。

<要請の根拠>

- (1) 県は毎年、「彩の国・労働と商工」を発刊し、埼玉県の種類商・工業統計調査を明らかにしているが、率直に言って関係諸団体と一部県民のみの活用でその利用度は必ずしも高いとはいえない現状にある。

しかし、各種統計調査には今後の埼玉県のあるべき施策方向を示唆する数値や、改善・改革すべき多くの課題が提起されており、問題はこれらの統計調査結果をどう有効活用していくかである。

- (2) 国も1999年（平成11年）の中小企業基本法の抜本改正に伴い、中小企業白書の構成を、従来の統計結果の解説に止まらず、中小企業の育成を柱とした具体的なテーマに基づいたガイドライン的要素を持つ内容に改善していることも踏まえ、県内中小企業の支援・育成指針と個々の中小企業の経営目標となる、埼玉県版中小企業白書を年度ごとに策定することが望まれる。

2. 雇用・労働政策

1. 地方自治法施行令第167条の10第2項の発令により、県の委託業務全般に最低制限価格を設けること。

<要請の根拠>

県が発注するビルメンテナンスなどの契約価格は競争入札となっているため、極端に言えば1円落札も可能である。最低働く人への賃金や社会保険料、事業運営に関わる費用が必要であり、そこで働く労働条件は必然的に劣悪な労働条件になってしまう。また、契約会社が替わった途端、今まで契約されていた会社の従業員は解雇されてしまう現状があり大きな社会問題となっていた。この問題を解決するため、連合を中心として運動を展開した結果、本年3月25日の地方自治法施行令第167条の10第2項の発令により労働基準法を守る公正な取引関係が生まれる。

3 . 交通政策

1 . L R T (ライト・レール・トランジット) 方式の新交通システムを「彩の国交通需要マネジメント行動計画」に加えること。

< 要請の根拠 >

連合埼玉が実施した、「埼玉県政と地域生活に関する意識調査」で、「交通機関・道路網の整備を望む」が44.6%と大変高いニーズであった。「彩の国5か年計画」でも、交通に関するハード、ソフトにわたる施策が計画されている。しかし、多くの県民が望んでいるにもかかわらず交通政策の課題解決には時間がかかり、課題解決のスピードアップが望まれており、県民が参加し共に考え行動する施策「彩の国交通需要マネジメント行動計画」の実効性をさらに高める必要がある。

L R T (ライト・レール・トランジット) は、障害者やお年寄りを含めすべての利用者に優しいユニバーサルデザインの公共交通機関であり、中心市街地の交通渋滞や排気ガス、騒音等の公害問題の解決にもつながるものである。L R T を「彩の国交通需要マネジメント行動計画」の重点施策に加えることにより、活気あるまちづくりに貢献できる。

4 . 環境政策

1 . 2003年(平成15年)秋に開始予定の家庭系パソコンリサイクルの回収・再資源化の実効性を高めるため、以下の施策を講ずること。

(1) 市町村と連携して消費者(県民)に対する家庭系パソコンリサイクルの周知を図るため広報活動とともに研修会を開催すること。

(2) リユース(再使用)については個人データの流出を防止するため中間処理業者へのチェック機能システムを整備・構築すること。

(3) 県民へのリユースにはNPO団体等の積極的な活用を図ること。

< 要請の根拠 >

(1) 家庭系パソコンリサイクルについては、2003年(平成15年)秋に開始の見通しとなっている。経済産業省が本年3月に発表した報告書「家庭系使用済みパーソナルコンピュータの回収・再資源化推進のための方策について」によると家庭系パソコンの現状は、保有台数は2000年度で2千149万7千台と推定され、普及率は50.1%に達し

ている。

また、家庭系使用済みパソコンの排出量は、2001年(平成13年)度で9千トン程度と推定され、2006年(平成18年)度には2万トンを超え、十数年後には現在の約8倍に達するものと推定され、電気電子機器中、家電4品目に次ぐ排出量となり、粗大ゴミ中に占める割合は、家電4品目中の約1割に相当する4.9%程度まで拡大するものと予想される。

- (2) 現在、使用済みの家庭系パソコンは、自治体により「ゴミ」として処理されており、デスクトップ型は、多くの自治体で「粗大ごみ」として処理されており、「不燃ごみ」扱いは約2割、ノートブック型については、「粗大ごみ」「不燃ごみ」扱いがほぼ同じ割合となっている。
- (3) 今後、制度実施にあわせて家庭系パソコン(規販品)について、自治体による粗大ごみの回収が並存等する中で不法投棄に対する対応を含め、家電製品の中でもリデュース、リユース、リサイクルが可能なパソコンの実効ある回収に向けて消費者(県民)に対する周知、広報を進めることが必要とされている。

特にリユースについては、中古市場が拡大しつつあるが自治体としてもリユースの拡大を進めインターネットに代表されるIT社会(情報通信技術社会)の「電子県庁」を構築するため、低所得者・高齢者等への活用を図るとともに、中間処理業者のチェック機能(個人データ流出防止)が課題となっている。

2. 環境にやさしい消費行動として「グリーン購入法」の実効性を高めるため、以下の施策を講ずること。

- (1) 環境負荷の少ない製品の購入拡大に向けた広報活動を図ること。
- (2) 県自ら積極的に購入を進めるとともに、各市町村へも積極的購入を進めること。
- (3) 義務教育における環境教育の一層の充実を図ること。

<要請の根拠>

- (1) 埼玉県総務部消費生活課の報告書「環境にやさしい消費生活に関する意識・行動調査」によると、『環境問題への関心』では、「地球温暖化」(57.9%)「化学物質の危険性」(50.5%)「ごみ問題の深刻化」(47.5%)の回答が上位を占めている。また、商品を購入する時に、環境への配慮をしますかの問いには7割近くが「意識する」と答えている。

一方、『環境にやさしい消費行動の今後の方向について』では、「グリーン購入法が施行されたことを知っているか」の問いには、「知らない」(61.3%)、「内容は知らないが、施行されたことは知っている」(30.9%)、「内容まで知っている」(5.8%)という回答となっている。

- (2) 埼玉県環境防災部ダイオキシン対策室の報告書「埼玉県ダイオキシン類削減推進行動計画」では、県民によるダイオキシン類削減のための取り組みとして、「ごみの減量化」の一つとして「ごみをつくらない」ため、ごみの発生抑制につながるライフラインへ転換を図るとともに、環境に配慮した暮らし方では、消費者が環境負荷の少ない製品を購入することを薦めている。

安心して暮らせる循環型社会を築き、「環境優先・生活重視」の埼玉県を目指すため、環境への負荷が少ない製品購入の必要性を県民に周知し、環境にやさしい商品の購入を広げて行くことが求められている。

5 . 福祉・社会保障政策

1 . 埼玉県介護サービス振興支援融資制度における埼玉県信用保証協会の保証対象にNPO法人を含めること

<要請の根拠>

介護保険制度が施行されてから2年、在宅介護から24時間サービスが受けられる施設志向が高まり、特別養護老人ホームへの入所に待機者が急増して社会問題化している。今後、大規模福祉施設の設定は経済情勢等の関係から難しくなると予想され、代わって痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)の設定促進がますます必要とされてくる。特に地域に密着したグループホームの設定を促進することが必要となってきた。そのためには、非営利事業の団体であるNPO法人を健全育成することが重要となっている。

埼玉県内における介護保険の指定居宅サービス事業者、指定介護支援事業者への資金融資である埼玉県介護サービス支援融資の融資利率は、固定金利(長期プライムレートの3分の1を目安)となっている。融資にあたっては、埼玉県信用保証協会の審査が必要となることがある。

しかし、埼玉県信用保証協会の保証対象者として、営利を目的とする企業や社会福祉法人は制度を利用できるが、NPO法人は保証対象となっていない。福祉関連のNPO法人は、埼玉県信用保証協会の利用ができず介

護サービス振興支援融資より高い利率で、他の融資制度からの融資を受けているのが実態である。

6 . 食料・農林・水産政策

1 . 農業の活性化を図り、安心・安全でフレッシュな県産農産物の供給に努めるとともに、県産農産物の更なる消費拡大を追求する立場から以下の施策を講ずること。

(1) 県産農産物における流通経路および時間を短縮し、生産コスト・流通コストを軽減させ、消費者に安心・安全でフレッシュな県産農産物を提供するとともに、県産農産物の更なる消費拡大を図り、農業を活性化させるシステムを構築すること。

(2) スーパーマーケットなどでの地元農産物コーナーの充実、生産者と消費者を直結する流通ルート開拓などを目指すため、新たに7月24日発足した「『いつでもどこでも埼玉産』地産地消推進協議会」に勤労者団体の代表を加えること。

< 要請の根拠 >

県産農産物については、仲買・小売業者などを通して一般消費者に届いているが、中間業者が入ることにより、農産物の価格が高くなる。流通経路を短縮することにより、価格が安く設定できる。したがって、中間業者を省くことにより、生産者は価格を押さえ込まれることなく、消費者はより低価格で購入することができる。県では、「埼玉フレッシュ農産物の生産・販売促進」と銘打ち「6時間流通」の促進を図ることとあわせ、地元商工会・スーパーマーケットと連携し、生産者から消費者まで直接届くようなシステム（真に県民のための直売所の新設等）も考える必要がある。

また、消費者側の意識として、「見た目のきれいさと安さ」を追い求める傾向がある。そのため生産者側として、野菜などの栽培コストがかかるとともに、農薬なども使用せざるを得ない現状にある。より安心して安全な県産農産物を追求する立場から、県民(生産者・消費者)および、様々な加工・流通・販売等の中間業者などの声を反映させる場として発足した、「『いつでもどこでも埼玉産』地産地消推進協議会」に勤労者団体の代表を加え、より一層、農業、流通の活性化と県産農産物の消費拡大を図る必要がある。

7. 教育政策

1. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、県内全ての公立小学校、中学校、高等学校等に「学校評議員制度」を導入すること。また、導入の際、評議員の人選については公平性が重要であることから、一部公募制と各団体からの併用選出とし、偏りがないように配慮すること。

<要請の根拠>

2000年（平成12年）1月の学校教育法施行規則の改正により、国で初めての地域住民参加の仕組みとして学校評議員制度が導入された。

埼玉県でも県内小中学校の約半数が学校評議員制度を導入済みである。さらに2001年（平成13年）度から県立高校10校を研究推進校として指定し実践研究の成果を踏まえ、管理規則等を改正し2002年（平成14年）度から本格実施することとなっている。

学校評議員の選出については、学校長が、地域や学校の実情、さまざまな学校における課題等を考慮し、できる限り幅広い分野からの人選で、偏りのないように配慮することが望ましい。

2. 不登校やいじめ問題の増加傾向に歯止めをかけるため、さわやか相談員の公立中学校全校配置を復活させること。

<要請の根拠>

不登校やいじめは近年増加傾向にあり、深刻な問題となっている。この傾向に歯止めをかけるため、県では、全国に先がけ「さわやか相談員」を1996年（平成8年）度から配置を進め、1999年（平成11年）度には県内のすべての公立中学校（422校）に完全配置した。この間、1999年度30万3千件、2000年度32万6千件、2001年度36万4千件と、多くの相談件数が寄せられ、大きな成果を得た。しかし、県の財政難などを理由に2002年度から5年間で84名の相談員削減計画が出され、本年度は17名が削減された。そのため相談員を削減された中学校では、市民ボランティアや地域教育相談員を市独自で配置し、「さわやか相談員」体制を維持している。

このことは、各市町村が、将来の日本を担う人材を育成する上で、「さわやか相談員」体制が大変重要な事業であると認めている現れである。生徒や保護者などが、いつでも気軽に相談できる体制の維持が求められている。

3 . 社会での色覚問題解決を図る環境整備のため、学校教育において「色覚問題に関する指導の手引き」に基づき指導を徹底すること。

< 要請の根拠 >

色覚の特性を持った人は、普段の生活に特段変わったことはないが、結婚、就職などに際し社会の誤解、無理解から問題が発生することがある。また、原因は遺伝によるもので、日本人の男性の20人に1人、女性の500人に1人の割合で、およそ全国に300万人以上にのぼる。

色覚問題解決のため、文部科学省で「色覚問題に関する指導の手引き(平成元年)」が作られたが、配布については、学校長・教頭・養護教員のための配布のため、全教職員に配布されていないことから、色覚問題に関する指導が徹底されていない現状にある。したがって、公私立小学校・中学校・高等学校の全教職員に配布し、「色覚問題」の意識の高揚につなげることが重要である。

8 . 男女平等政策

1 . 埼玉県男女共同参画推進条例第9条第2項の趣旨に基づき、速やかに公立高等学校の共学化の推進を図ること。

< 要請の根拠 >

21世紀の社会において、世界各国との協調性を図りながら、豊かで明るい活力ある社会を築いていくためには、男女を問わずそれぞれの能力を十分に発揮し、男女がともに責任と義務を負いながら社会に参画していくことが求められている。このため、21世紀を担う青少年には、あらゆる教育活動を通して、男女共同参画社会に生きる意識や態度を身につけていく必要がある。

埼玉県は他都道府県に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を2000年(平成12年)4月に施行、推進している。一方、埼玉県の公立別学高校は、男子校5校、女子校は市立も含めると11校、合計16校ある。県教育委員会は、県苦情処理機関から、県内の公立高校の共学化を実現するよう勧告されていることを踏まえ、早急な公立高校の男女共学化を推進することが望まれる。

2. 待機児童の解消の一環として、送迎保育ステーション事業の拡大を図ること。

<要請の根拠>

送迎が困難な保護者に代わり、保育所までの送迎を行なう送迎保育ステーション事業を本年度は3か所3300万円の予算で事業展開される。この事業の優れている点は、児童を送迎することにより、入所希望者の多い保育所と少ない保育所のアンバランス、および待機児童を解消することができる。また、現在ある保育所の有効活用ができ保護者にとっては利便性の高い事業である。

9. 資源・エネルギー政策

1. 雨水利用等により水資源の有効利用を図り、循環型社会の構築を図るため以下の施策を講ずること。

- (1) 総合計画、防災計画、環境計画等に雨水利用を位置づけること。
- (2) 公共施設を新設する場合は、厳しい財政下ではあるが、積極的に雨水利用を導入し、既設についても可能な限り雨水利用を進めること。
- (3) 雨水利用に対する助成金制度を新設すること。
- (4) 21世紀を担う子どもたちに雨水利用の環境教育を実施すること。
- (5) 行政と県民、事業者が一体となった雨水利用推進体制を確立すること。
- (6) 雨水利用とあわせ、雑用水や下水処理水（高度処理水）の有効利用を図ること。

<要請の根拠>

雨水利用は、水資源の有効利用を図るとともに、下水道の負担を軽減し公共用水域の水質の保全に寄与するだけでなく、都市型洪水対策にも一翼を担うものである。

従来の街づくりは、雨水をいかに排除するか、「余計な水は、早く、まっすぐ流す」という考えであったが、21世紀の街づくりは雨と共生し、地域の水循環を回復させ、「水は、ゆっくりと、人々と何度も触れ合いながら流れていく」環境共生の街づくりを進めていくことが大切である。

地球上のたった1%と言われる淡水を有効利用するために、埼玉県に降る雨を貴重な「自前の水源」として生活雑用水に積極的に活用するべきである。

以上